募集要領等に関する質問への回答書

令和6年3月1日 福島県避難地域復興課長

業務名	令和6年度福島県12市町村個人支援金事務処理業務	
質問番 号	質 問 事 項	回 答
1	「ウ 居住状況及び就労状況の現況確認 の b 居住状況、就労状況と	・居住、就労状況ともに、2回目に移行することはほとんどあり
	もに1件当たり最大3回行い、確認できた場合はそれ以降の訪問は行	ません。理由としては、完全に事前連絡なしで訪問するのではな
	わないこととする。なお、2回目以降の確認は日を改めることとする。」	く、受託者が現況確認を実施したい日の数日前に申請者に連絡を
	についてですが23年度までは2回目以降の確認をする事になった割	取って都合を確認していることから、事前に調整ができるためで
	合はどの位ありましたでしょうか。	す。
2	「ウ 居住状況及び就労状況の現況確認 の(ウ) 現況確認業務、c 現況	・2名1組で一緒に確認業務を実施するという意味になります。
	確認は2名体制で行うこととする。」についてですが「2名体制」は『2	
	名1組で一緒に確認業務を実施する。』ということでしょうか。 それと	
	も『1名毎の確認業務でも問題ないでしょうか。』	
3	「ウ 居住状況及び就労状況の現況確認 の(エ) 想定調査件数 月 40	・申請者との日程調整により稼働する日数の変動が大きいため、
	件程度」についてですが23年度までは1日あたり何件の調査を行い、	1日当たりの平均調査件数を示すことが難しいです。なお、1月
	月当たり何日の稼働をしていましたでしょうか。	当たりですと平均約32回の調査を実施しています。
4	福島県から承認されれば、再委託は可能でしょうか。	・事前に、県から書面により承諾を得ることにより再委託は可能
	また、福島県が承認する際の条件をご教示ください。	です。再委託の承認の際には、再委託の範囲が業務の全部ではな

		く一部であるか、再委託する理由が妥当か等を確認します。
		なお、再委託を予定している場合には、企画提案書にもその旨
		を記載してください。
5	仕様書「4 委託業務内容」の「(2)移住支援金交付対象者登録届出	・確認方法等は、県と受託者で協議の上、決めることとしますが、
	書、申請書類審査及び現況確認」の「(ウ) 現況確認業務」については、	申請書類に記載されている居住地と就業地を訪問し、実際に住ん
	確認する内容と、居住者との対応の有無についてご教示ください。	でいるか、働いているかを確認します。どちらへの訪問も基本的
		に申請者と面会することを想定しています。
6	仕様書「4 委託業務内容」の「(3) 起業支援金申請書類の審査及び審	・各項目で想定するスケジュールは以下のとおりです。
	査会運営」の各項目について、具体的なスケジュールをお示しいただ	ア 応募書類の精査 ・・・・各募集期限から1週間程度で完了。
	きますようお願いいたします。「ケ. 過年度補助事業者からの事業化状	ウ 審査会の実施・・・・各募集期限から約1か月後に実施。
	況報告書受付・確認・県への送付」については、契約期間内に実行可	エ 補助事業者決定に係る業務
	能か確認させていただきたいと思います。	(ア)申請書の受付 ・・・・各審査会から2週間程度で完了。
		(イ)交付決定書の送付・・・県から届き次第速やかに送付。
		オ 説明会の実施・・・・各審査会から約2週間後に実施。
		カ 事務処理マニュアルの作成及び改訂・・・各説明会までに作
		成及び改訂を完了。
		キ 実績報告書等の受付及び確定検査
		(ア)実績報告書等の受付・・・報告書提出期限から2週間程度で
		対応を完了。
		(イ)確定検査・・・・2月中旬頃~3月上旬頃に実施し、
		3月中旬頃に県に提出。
		ク 額の確定通知の送付・・・3月下旬頃に県から届くので、速や
		かに送付。

		ケ 過年度補助事業者からの事業化状況報告書の受付
		(ア)事業化状況報告書提出の依頼・・・4月中旬頃までに過年度
		補助事業者へ案内。
		(オ)事業化状況報告書の送付・・・5月末頃までに全ての事業化
		状況報告書の送付を完了。
7	起業支援金に係る項目について	・①審査会の開催時期についてですが、
	①審査会の開催時期はいつ頃予定されていますか。また、「設置要領」	第1回募集分は、5月下旬~6月下旬
	に制定予定の具体的な項目をご教示ください。	第2回募集分は、7月下旬~8月上旬
	②補助事業者様向けの説明会はオンライン開催ですが、会場手配と	第3回募集分は、9月下旬~10月上旬
	記載されているのは受託者側の会場手配と理解してよろしいでしょう	を予定しています。なお、募集期間がまだ確定していないこと
	$\dot{\mathcal{D}}_{\sigma}$	から審査会の開催時期も前後する可能性があります。
	また、事務処理説明する旨記載されていますが、現在事務処理フロ	また、設置要領の項目についてですが、「所管事項」、「審査会の
	一はありますでしょうか。	体制」、「審査会の開催」、「謝金等」、「守秘義務」、「その他」など
	③確定検査とは、具体的にどのような内容を検査することになりま	を想定しております。
	すか	・②の説明会の会場手配ですが、お見込みのとおりです。フロー
		はありませんが、本業務で作成する事務処理マニュアルを用いて
		補助事業者に説明いただく想定です。なお、令和5年度事業でも
		事務処理マニュアルを作成しているので、契約後、共有すること
		は可能です。
		・③確定検査は、補助事業者から提出される事業完了報告書に記
		載されている内容について現地で確認を行うものです。
		具体的には、補助対象経費に係る証憑書類の確認(例:補助金
		を活用して購入した物品の現物確認)等になります。

		詳細な確認項目等については、検査実施前に県と受託者で協議
		の上、決めることとします。
8	・仕様書 P1 4 (1)(イ)	・指定ありません。
	フリーダイヤル等、電話番号の指定はありますか。	
9	・仕様書 P4 (2)イ(ク)	・申請期限を1月下旬に予定していることから、基本的に想定は
	2月の想定審査件数のデータがあればいただけますか。	ありませんが、申請期限周辺に申請が集中してしまった場合、2
		~30 件程度、2月に審査が必要となる可能性があります。
1 0	・仕様書 P4 (2) ウ(エ)	・同日でも問題ありません。
	居住調査と就労調査は同じ日でも構いませんか。	
1 1	・仕様書 その他	・仕様書4(1)(2)では各項目提出期限を定めておりますので、そ
	各工程の処理時間をご教示いただけますか。	の期限に間に合うよう処理をお願いします。期限を定めていない
		項目については、速やかな処理をお願いします。
		また、仕様書4(3)の業務については、質問番号6をご確認くだ
		さい。